

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（59）

2012年 1月30日

松山地方裁判所 御中

「準備書面（45）」の内容に関して、裁判所・裁判長らに「釈明権の行使」を求める

原告らは、「準備書面（45）」において、被告らに対し、以下の内容の「求釈明」を行なった。

＜求釈明＞

- 一、 被告は、原告による上記、主張・立証をもってしても、なお、上記「購入理由」（証拠 甲 47 号証）の文面・「採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書」における「必要」という言葉が「事務に必要なかどうかの判断」の「必要」を意味すると言い張る—主張するのであれば、本件採択後から本件購入までの間に当該関係者によってなされたとする「事務に必要なかどうかの判断」行為が存在した事実を示せ。その「判断行為」が確かにあったことを立証せよ。

「準備書面（45）」の本文および上記「求釈明」の内容は、本件採択は本件公金支出の「直接的原因」ではないとする被告の主張内容の論理的矛盾点および、その「主張」を裏付けるべき証拠の不在（被告の立証行為が皆無であること）についての「求釈明」であり、本件裁判争点の核心に関わるものである。

したがって、裁判所・裁判長らが、この「準備書面（45）」全体の内容および上記「求釈明」の内容について、「行政事件訴訟法 23 条の 2」・「民事訴訟法 149 条」に基づく自らの「釈明権」を行使することを強く求める。

以上